

難聴児支援に関する国の動向

新生児聴覚検査についての経過と取組

経緯

平成12年	新生児聴覚検査モデル事業開始	<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px;"> 新生児聴覚精度の問題 保護者の理解等の問題 産科から耳鼻科へのつなぎ 検査の公費補助にばらつき </div>
平成19年	新生児聴覚検査を一般財源化 公費補助は自治体の取組に差	
平成28年	厚労省が公費補助の調査結果公表 自治体に公費補助を求める通知	
令和2年	行政を対象に新生児聴覚検査の手引を発行	

新生児聴覚検査の体制整備事業（国）に基づく都の取組等

- ・ 都内全区市町村で公費負担制度を導入（H31.4～）
- ・ 医療機関における検査機器の購入補助
- ・ 区市町村で相談支援を担う保健師等に配置支援
- ・ 検査を受けられる医療機関等の情報をHPで掲載
- ・ 関係機関向け研修会の実施
- ・ 「新生児聴覚検査実務の手引き」の作成配布

「新生児聴覚検査の推進に向けた検討会」

(H30.2.1～H31.3.31)

- 公費負担制度の円滑な実施の検討
- 都内共通の運用ルールの検討
- ◎ 検査可能な医療機関の把握
- ◎ 難聴が疑われる場合の医療機関から区市町村への連絡方法
- ◎ 専門的相談や療育に繋げる対応

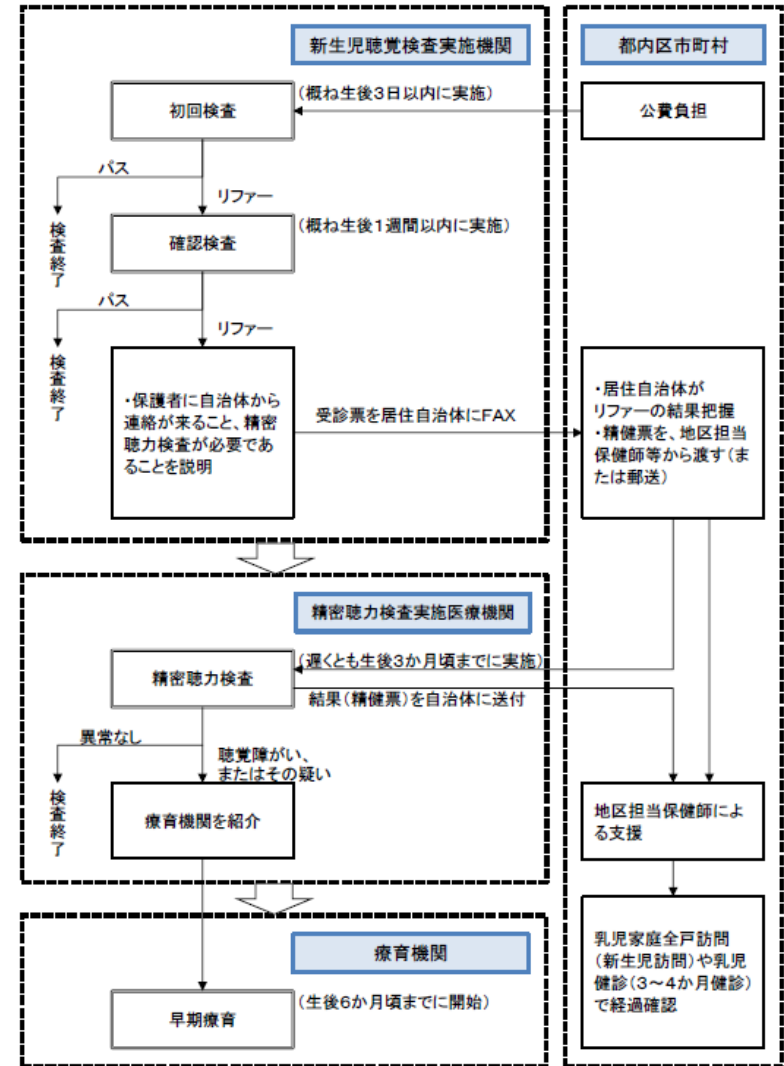
「新生児聴覚検査振り返り検討会」

(R1.12.9～2.3.31)

- 公費負担制度開始後の状況や課題の検討

新生児聴覚検査フロー

資料7



難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築の経緯

令和元年3月 厚生労働省と文部科学省 両副大臣を共同議長とする

「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト」を設置

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）（関係箇所抜粋）

五 障害児支援の提供体制の整備等

1 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、**令和五年度末までに**、各**都道府県**において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、**難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本**とする。

- ◆ 難聴児に対する訪問型支援の強化を検討
- ◆ 乳幼児教育相談や児童発達支援に係る事業の活用、特別支援教育の専門家等の配置の促進により、特別支援学校における早期支援の充実をはかる。

厚生労働省

難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針作成に関する検討会を設置。

令和4年2月25日（厚生労働省/文部科学省 連名通知）

難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針について（通知）

難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針

基本的な考え方

- ◇ 早期発見、早期に適切な療育の推進により言語・コミュニケーション手段の発達・獲得
- ◇ 都、区市町村の保健、医療、福祉及び教育、医師会等による多職種連携
- ◇ 言語・コミュニケーション手段の選択は本人にあり、関係者が寄り添った支援を行う
- ◇ 特別支援学校のセンター的機能の活用や専門性のある職員による通所支援事業所への支援が重要
- ◇ 必要な支援が成長の各段階で提供され、支援がとぎれることのないよう配慮
- ◇ 多様性を認め合う寛容性を持った社会づくりが重要

基本的な取組

- ◇ 新生児聴覚検査にかかる協議会の設置
- ◇ 関係者による協議の場の設置、中核的機能を有する体制の確保
- ◇ 聴覚特別支援学校等の専門性の向上に向けた取組、特別支援学校のセンター的機能の強化

地域の実情に応じた取組

- ◇ **新生児聴覚検査体制の整備**
リファアとなった児の追跡調査、手引の活用、受検率の向上、精度管理、検査体制の強化
- ◇ **協議会の設置**
新生児聴覚検査から診断、治療、療育、教育が連携し、日常的な情報交換や支援策の検討
- ◇ **家族支援**
適切な情報提供、多様性と寛容性に留意し中立的立場での相談対応、交流の場や周囲の理解促進
- ◇ **関係機関における取組**
特別支援学校の教員や特別支援学校に配置される言語聴覚士による支援や専門性向上
- ◇ **切れ目のない支援に向けた取組**
進行性難聴等への支援、都内全域の支援、就学先の決定における保護者の意向を尊重

都における現状

1 新生児聴覚検査の内容等

【意義】

先天性の聴覚障害を早期発見し、適切な支援を行うことで音声言語発達等への影響が最小限となる。

【対象】

生後間もない新生児
※任意検査であり自由診療

【方法】

入眠中に機器を使用し、微弱な音への反応を確認



2 体制整備に向けた都の取組

(1) 平成31年4月から都内全区市町村で公費負担制度を導入

- 都、区市町村、東京都医師会の間で公費負担制度の協議を実施 (H29.12～)
- 内容
 - ・公費負担額は3,000円
 - ・区市町村が共通受診券を配布
 - ・都内であれば、住所地以外の区市町村の医療機関でも使用可

(2) 公費負担制度以外の取組

- 新生児聴覚検査リファーマーのファミリーサポート事業(H31年度時限)【都民提案事業】
 - ・医療機関における検査機器の購入補助 (基準額300万円、1/2補助)
 - ・区市町村において相談支援を担う保健師等の配置支援 (基準額650万円、1/2補助)
- 検査を受けられる医療機関等の情報をホームページに掲載
- 関係機関向け研修会等を実施
- 「新生児聴覚検査実務の手引き」作成、配布

(3) 専門家による検討

○「新生児聴覚検査の推進に向けた検討会」(H30.2.1～31.3.31)

- ・H29年度 1回、H30年度 3回開催
- 公費負担制度の円滑な実施に向け、都と区市町村、専門家等で構成する会議を設置
- 都内共通の運用ルールの検討
 - ・検査可能な医療機関の把握
 - ・難聴が疑われる場合の医療機関から区市町村への連絡方法
 - ・専門的相談や療育につなげる対応 等

○「新生児聴覚検査振り返り検討会」(R1.12.9～2.3.31)

- ・令和元年度1回開催
- 公費負担制度開始後の検査の実施状況や、各機関の連携体制の課題等について検討する会議を設置
- ・新生児聴覚検査の実施状況と東京都の取組
- ・公費負担制度開始後の課題の共有と検討

「新生児聴覚検査連絡協議会」の設置

(R2年度～ 年1回程度の開催)

- 公費負担制度の継続、平常化を踏まえ、検査の実施状況や、各機関の連携体制の課題等について検討する会議を設置
- 母子保健運営協議会の部会である母子保健事業評価部会の作業班として位置づけ
- 新生児聴覚検査の実施に関わる区市町村や医療機関における課題の共有と検討を行い、新生児聴覚検査事業の円滑な実施に繋げていく

※ 国通知により、関係機関・関係団体から構成される協議会を開催し、都道府県単位で連携体制を構築することとされている

都における聴覚障害児の発達に応じた主な支援機関

0歳 3歳 6歳 12歳 15歳 18歳

新生児
聴覚検査

乳幼児健診

就学児健診

保育園／幼稚園

小学校
(通常の学級/特別支援学校
への通級/特別支援教室)

中学校
(通常の学級/特別支援学校
への通級/特別支援教室)

高等教育

音声言語のみ

児童発達支援センター
富士見台聴こえとことばの教室

音声言語と手話

ろう学校
乳幼児相談

ろう学校
幼児相談

ろう学校小学部

ろう学校中学部

ろう学校高等部

音声言語のみ

児童発達支援センター
ライシャワ・クレーマ
学園

日本聾話学校
幼児部

日本聾話学校
小学部

日本聾話学校
中学部

日本手話が中心

児童発達支援事業所
明晴プレスクール
めだか

明晴学園
幼児部

明晴学園
小学部

明晴学園
中学部

難聴児と家族のこまりごと

保護者の困り感への対応

障害のない子どもの言語の獲得と発達

0歳

2から3カ月

4か月以降

1歳前後

子どもの要求や表出に保護者が受容的に応えていく

喃語によるコミュニケーションの始まり

子どもと保護者の双方向のやりとりや、物を介したやりとりへ発展

意味を持つ語の理解や表出
語彙の意味の理解と語彙の獲得

新生児聴覚検査で異常が見つかった保護者の気持ち

リファーマと結果が判明

保護者は、どう接したらいいか、どこで検査をうけたらいいのか、と困ってしまう。

精密検査の結果をうけて

不安や悲しみ、情報がない、気持ちをわかってほしい、どこに相談すべきか。

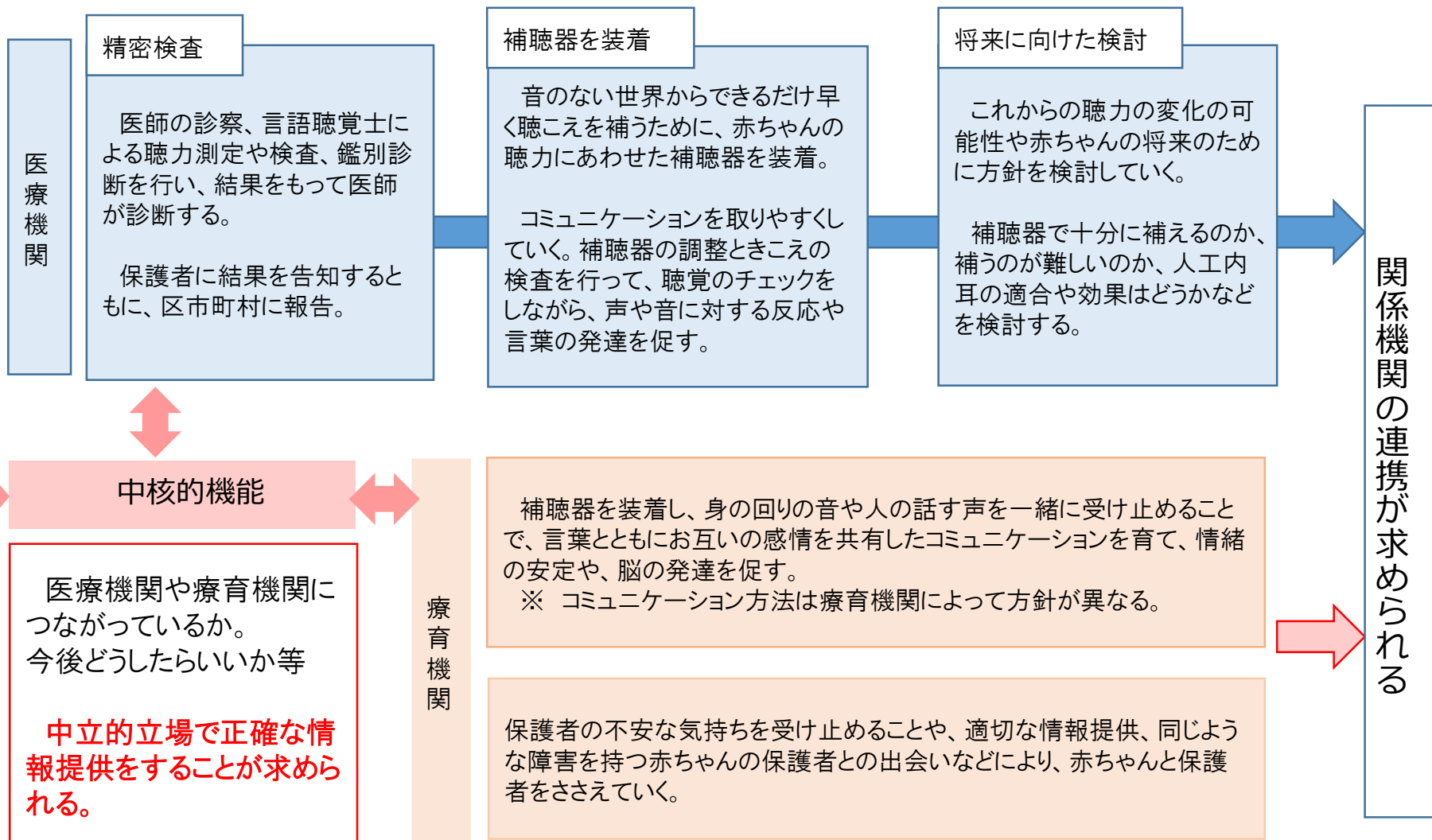
今後のことについて

いきなり人工内耳とか補聴器が必要といわれても、納得できない、判断する情報がない。
この子がどうなってしまうのか、何をしたらよいか、途方にくれてしまう

◆聴覚障害の有無にかかわらず、子どもの成長には愛着関係の構築が重要であり、ことばやコミュニケーションの発達の根幹となる。

保護者の心理的不安を支え、寄り添いながら、育児に積極的に対することができるよう、早期療育につなげるためには、聴覚障害とその支援に関する正しい知識を持った者が連携して対応することが求められる。

精密検査が判明した後のおおまかな流れ



求められる中核的機能

令和3年度予算額(案): 1.7億円(令和2年度予算額: 1.7億円)

目的

聴覚障害児の支援は乳児からの適切な支援が必要であり、また状態像が多様になっているため、切れ目のない支援と多様な状態像への支援が求められる。

このため、福祉部局と教育部局が連携を強化し、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、聴覚障害児と保護者に対し適切な情報と支援を提供することを目的とする。

内容

1. 聴覚障害児に対応する協議会の設置
2. 聴覚障害児支援の関係機関との連携
3. 家族支援の実施
4. 巡回支援の実施
5. 聴覚障害児支援に関する研修等の開催 新規

実施主体

- ・都道府県
- ・指定都市

(委託可)

※全国で14か所程度

協議会のイメージ



中核機能イメージ

一体型

特別支援学校の敷地内

空き教室等の活用を想定

児童発達支援センター
or
児童発達支援事業

聴覚
支援学校

※地域の実状に合わせた柔軟な役割分担

連携型

既存の事業所の活用を想定

児童発達支援センター
or
児童発達支援事業

ST等の派遣

聴覚
支援学校

※地域の実状に合わせた柔軟な役割分担

派遣型

都道府県等
ST等雇用

ST等の派遣

児童発達支援センター
or
児童発達支援事業

ST等の派遣

聴覚
支援学校
or
特別支援
学校